

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

| | |
|------------|--|
| 管理コード | 9104、9123 |
| 規制改革事項 | 派遣契約における労働者を特定する行為の制限の緩和 |
| 提案地方公共団体等名 | 足立区 |
| 意見の要点 | 労働者派遣の開始当初では紹介予定派遣ではない場合でも、当事者の合意がある場合には、派遣就業終了2週間以上前の労働条件の提示や、履歴書の送付が行えるような特例を認めるべき。 |
| 意見に対する回答 | <p>労働者派遣の開始当初では紹介予定派遣ではない場合でも、当事者（派遣労働者、派遣先及び派遣元事業主）の合意がある場合は、従来の労働者派遣契約及び雇用契約を終了させ、紹介予定派遣としての労働者派遣契約及び雇用契約を新たに締結することが可能。</p> <p>その場合は、派遣労働者が希望すれば、派遣就業終了2週間以上前に、当該派遣労働者が履歴書の送付を行うこと、派遣就業終了時に明示される労働条件とは異なる可能性があること等を書面に記載した上で、予定求人条件を明示することが可能となっている。</p> |
| 担当省庁名 | 厚生労働省 |

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

| | |
|------------|---|
| 管理コード | 9 1 2 2 |
| 規制改革事項 | 有料職業紹介事業者の兼業の容認 |
| 提案地方公共団体等名 | 足立区 |
| 意見の要点 | 「ジョブ・エージェント」が、職業紹介事業を行いつつ、求職者に対して業として資金貸し付けを行うことが可能か。 可能でない場合は、その具体的理由及びどのような代替措置を講ずれば可能であるか。 |
| 意見に対する回答 | <p>貸金業を行う者は、職業紹介事業を行うことはできない。</p> <p>兼業の禁止については、事業者としての適格性を確保し、求職者等を保護するために設けられたものであるが、本規制を特区内において緩和した結果、事業者としての適格性が確保されず、当該事業者を利用した求職者が損害を被った場合（例えば、事業者からその営業を通じて不当な拘束を受け、当該求職者の生活が害されることとなった場合等）、事後的に当該損害について回復させることは困難であり、また、事業者の適格性を事前に確保する以外の手法により求職者等の保護を図ることは困難と考えている。</p> <p>御指摘の罰則規定（職業安定法第63条）により歯止めをかけることについては、事後的に事業者を処罰することにより被害の拡大を防ぐことは可能であっても、既に当該事業者の営業を通じて不当な拘束を受け、生活が害された求職者が被った損害を回復させることは困難と考えている。</p> <p>有料職業紹介事業者の兼業の容認については、現在、関係審議会において、労使双方のニーズを踏まえる等広範な観点から検討を進めているところであり、自治体の要望もこれに含まれ得るものと考えている。関係審議会における議論については、次期通常国会を念頭に迅速にとりまとめを行い、法案の提出等所要の措置を講ずる予定である。</p> |
| 担当省庁名 | 厚生労働省 |

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

| | |
|------------|--|
| 管理コード | 9 1 2 3 |
| 規制改革事項 | 紹介予定派遣の推進 |
| 提案地方公共団体等名 | 足立区 |
| 意見の要点 | 「ジョブ・センター」における紹介予定派遣や労働者派遣が、職業安定法第44条の反しないか確認したい。 |
| 意見に対する回答 | <p>派遣労働者が希望する場合には、派遣就業終了予定日の2週間以上前に、派遣労働者が自ら派遣先を訪問しその際に派遣先の職員等と会うことや、派遣就業開始後に就職活動の一環として、自ら派遣先に対して履歴書を送付することは可能となっている。</p> <p>また、派遣労働者が希望する場合には、派遣就業終了予定日の2週間以上前に、派遣就業終了時に明示される労働条件とは異なる可能性があること等を書面に記載した上で、予定求人条件を明示することが可能となっている。なお、派遣就業終了予定前に正社員としての採用の可否を本人に通知することについては、現行では実施可能ではない。</p> <p>紹介予定派遣の推進については、現在、関係審議会において、労使双方のニーズを踏まえる等広範な観点から検討を進めているところであり、自治体の要望もこれに含まれ得るものと考えている。この関係審議会における議論については、次期通常国会を年頭に結論のとりまとめを行う予定であり、当該結論を踏まえ、法案の提出等所要の措置を講ずる予定である。</p> |
| 担当省庁名 | 厚生労働省 |

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

| | |
|------------|--|
| 管理コード | 9132、 9135 |
| 規制改革事項 | 教育訓練給付制度の弾力的運用 |
| 提案地方公共団体等名 | 長浜市 |
| 意見の要点 | 実績、効果測定、訓練期間に係る指定要件の緩和を求める。 |
| 意見に対する回答 | <p>教育訓練給付制度については、国会において「(効果)検証が必要なのではないか」等の指摘がなされているほか、「雇用保険制度の見直しについて(平成14年7月19日労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会中間報告)」において、「教育訓練給付や公共職業訓練については、政策効果を検証し、確実に職業能力の向上や再就職に結びつくものとなるよう不断に見直しをすべき」との観点から、「訓練目標が明確で、客観的な効果検証が可能なものに限るなど指定基準や支給要件についてさらなる見直しを行うべき」とされているところである。そのような議論が行われている中で、講座運営の実績や効果検証手段がなく、訓練期間も短いといった教育訓練について、指定していくべき状況にない。</p> <p>なお、当該制度は、財源、事務手続等全て国が運用の主体となっているものであるが、地域の「自助と自立の精神」を生かして地方自治体が独自に同様の制度を設けることを妨げるものではない。</p> |
| 担当省庁名 | 厚生労働省 |

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

| | |
|------------|--|
| 管理コード | 9 1 4 2 |
| 規制改革事項 | 圧縮天然ガススタンド内 2 種場所での電気機械器具の IEC 規格防爆構造の適用 |
| 提案地方公共団体等名 | 愛知県企画振興部企画課中部圏知事会グループ |
| 意見の要点 | 防爆構造電気機械器具を使用しなければならない場合の要件である構造規格についての規制緩和 2 種場所での電気機械器具の IEC 規格防爆構造の適用を認めない理由 |
| 意見に対する回答 | <p>通風、換気等を行っても、なお、可燃性ガス等が爆発するおそれのある場所については、極めて重篤な労働災害である爆発災害を防止するために、防爆構造電気機械器具構造規格を具備した電気機械器具を使用しなければならないとしており、労働者の安全を確保する観点から、この要件を緩和することはできない。</p> <p>一方、爆発の危険度の低いいわゆる「2 種場所」については、労働安全衛生法令で規定された概念ではなく、いわゆる「2 種場所」であるか否かにかかわらず、例えば屋外の作業場所で通風等が十分確保され爆発の危険性のない場所であれば、労働安全衛生法上防爆構造電気機械器具の使用は要さず、提案されている IEC 規格の簡易型(タイプ n)の防爆構造の電気機械器具は、当然使用できるものである。</p> |
| 担当省庁名 | 厚生労働省 |

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

| | |
|------------|---|
| 管理コード | 9 1 4 8 |
| 規制改革事項 | 短期大学校で実施される課程の訓練基準の緩和(対象者の拡大、学校教育との重複の容認、訓練科目の容認) |
| 提案地方公共団体等名 | 新潟県新発田市 |
| 意見の要点 | <ol style="list-style-type: none">1. 「行政の効率化及び財政上の観点から学校教育との重複は避けられるべきである」とあるが、地域の特性を捉えて、特区において要望を実現できないか検討してほしい。2. 「その対象を特区に限定したとしても農業経営者等にまで広げることが適当でない」とあるが、地域の特性を捉えて特区において要望を実現できないか検討してほしい。 |
| 意見に対する回答 | <ol style="list-style-type: none">1. 職業能力開発促進法第3条の2第2項は、職業訓練は学校教育と内容、方法等の点で、できるだけ重複を避けて無駄を省くとともに、学校教育と密接な連携を保って行うことによって、国全体の人的能力開発施策が調和を得て実施されるべきことを規定したものであり、直接訓練基準に関わるものではない。2. 職業訓練は本来労働者に対して実施されるものであるが、職業能力開発促進法第92条第1項第1号は職業能力開発短期大学校等公共職業能力開発施設においては、その業務の遂行に支障のない範囲内で、職業訓練に準ずる訓練を労働者を雇用しないで事業を行うことを常態とする者に対しても行うことができるとしており、現行法の範囲内で、状況に応じ訓練の実施は可能である。 |
| 担当省庁名 | 厚生労働省 |

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

| | |
|------------|--|
| 管理コード | 9151 |
| 規制改革事項 | 短期大学校で実施される課程の訓練基準の緩和(カリキュラムの指定の緩和) |
| 提案地方公共団体等名 | 新潟県新発田市 |
| 意見の要点 | <p>職業能力開発促進法施行規則における訓練基準があるために、雇用・能力開発機構が設置・運営している新潟職業能力開発短期大学校のカリキュラム等を、地域性に配慮し、新発田市の希望に沿ったものとする事ができない。</p> <p>このため、訓練基準の緩和を願いたい。</p> |
| 意見に対する回答 | <p>新発田市提案のカリキュラム等については、その詳細が不明であるため訓練基準に合致するか否かは現時点では判断できないが、その目的としては在職者、学校卒業者等を対象に将来又は現在職業に必要な技能を習得させるものであり、これは職業能力開発促進法施行規則に定める訓練基準の考え方に直ちに反するものとは考えられず、訓練基準のために地域の希望に沿ったものを実施できないというものではない。</p> <p>なお、カリキュラム等の設定に関しては、提案の具体的な内容が明らかにならなければ検討の余地はないが、いずれにしても訓練基準は、地方公共団体が「自助と自立の精神」に基づき主体的に地域の特性に応じた教育訓練を行うことを妨げるものではない。</p> |
| 担当省庁名 | 厚生労働省 |

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

| | |
|------------|---|
| 管理コード | 9 3 1 6 |
| 規制改革事項 | 外国人労働者の厚生年金保険加入の選択制 |
| 提案地方公共団体等名 | 宮崎県 商工観光労働部 工業振興課 |
| 意見の要点 | (地方公共団体等の意見の概要をわかりやすく記載してください。) 外国人が一定期間のみ就労したのち日本を離れる場合に給付される脱退一時金について、被用者本人が期間中負担した保険料に相当する額へ引き上げる措置の検討 |
| 意見に対する回答 | <p>・わが国の公的年金制度は国籍を問わず適用されるが、脱退一時金は国際化の進展により日本に短期滞在する外国人が増加する中で、納付された公的年金の保険料が、給付に結びつかないことが多いという指摘に対して、国際年金通算協定の締結が進むまでの間の特例措置として、平成6年の改正により設けられたものである(平成7年4月から実施)。</p> <p>・厚生年金保険制度は、日本社会全体を1つの財政単位として、地域格差を設けることなく保険料負担を求め給付を行うことで成り立っているものであり、特定の地域のみ給付を引き上げるとはそれ以外の地域に比べ給付と負担の関係が崩れることとなり、制度の仕組みと相容れない。また、同じ保険料負担で特定の地域のみ給付を引き上げるとは、地域の「自助と自立の精神」を尊重するという特区の方針とも相容れないものと考えられる。</p> <p>・なお、短期滞在の場合の脱退一時金の額については、保険料の還付的性格を有することにかんがみ、納付された保険料の2分の1(被用者本人負担分)に相当する金額とされている。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |
| 担当省庁名 | 厚生労働省 |

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

| | |
|------------|--|
| 管理コード | No. 9404 |
| 規制改革事項 | ファームイン等の宿泊施設について、食品衛生法上の営業の適用除外 |
| 提案地方公共団体等名 | 長野県商工部産業振興課産業活性化・雇用創出推進室 しまなみ海道地域 |
| 意見の要点 | グリーンツーリズム等のため農家(漁家)民宿において、宿泊、食事の提供(一部自治体は宿泊者自らの調理を提案)を行い、地域の振興を図るもの。 |
| 意見に対する回答 | <p>食品営業施設において都道府県知事が施設についての基準を定めることとされている業種は34業種あり、技術的助言としての営業施設基準の準則を通知(昭和32年9月9日衛環発第43号)により示しているところである。</p> <p>しかし、施設基準自体は都道府県知事が条例により定めていると同時に、営業許可についても都道府県知事等(保健所設置市以上の自治体)がその権限を有していることから、施設基準及び営業許可の付与等に係る要望は、厚生労働省に対してなされるよりも、むしろ当該都道府県等自治体内部の関連部局同士で協議を行い解決を図ることが適切であると考えられる。</p> |
| 担当省庁名 | 厚生労働省 |

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

| | |
|------------|--|
| 管理コード | No. 9405 |
| 規制改革事項 | 農産物加工等の営業の種類追加に関する手続きの緩和 |
| 提案地方公共団体等名 | 青森県農林水産部流通加工課加工振興グループ |
| 意見の要点 | 地域の農家において農産物加工等を新規に製造する時の営業許可追加に関する手続きを撤廃し、許可制から届出制に変更していただきたい。 |
| 意見に対する回答 | <p>営業許可については、製造食品の種類が異なる34業種について、衛生管理の確保を行う観点から、それぞれ取得することが求められているものであり、営業の追加にあたり、許可制から届出制へ変更を行うことは困難である。</p> <p>しかしながら、例えば、そうざい製造業におけるつくだ煮や串焼き等、同一業種内において製造食品の追加を行う場合には、当該営業許可を一度取得していれば改めて許可を取得する必要はない。</p> <p>今回貴県より頂いた意見にある例については、原材料は同一であるものの、製造される食品は異なる営業の分類に属する。このような場合には、製造工程等の差異から衛生管理の確保の観点が異なり、改めて許可を取得いただく必要がある。</p> <p>なお、営業許可に係る施設基準については都道府県知事が条例により定めており、許可についての権限は都道府県知事等が有しているところである。そのため、施設基準及び営業許可の付与等に係る要望は、厚生労働省に対してなされるよりも、むしろ当該都道府県等自治体の一体的取組により支援が可能であり、これにより営業申請者の便宜を図るという要望の趣旨は実現されうると考える。</p> |
| 担当省庁名 | 厚生労働省 |

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

| | |
|------------|--|
| 管理コード | 9 4 1 1 |
| 規制改革事項 | 農林漁家が民宿を行う場合の旅業法上の規制の緩和又は撤廃 |
| 提案地方公共団体等名 | 北海道 |
| 意見の要点 | <ul style="list-style-type: none">・ 面積要件の緩和だけでなく、農家や農業生産法人が開設するファームイン等の宿泊施設について、旅業法の対象から除外して欲しい。 |
| 意見に対する回答 | <ul style="list-style-type: none">・ 旅業法は、旅業の適正な運営を確保することにより公衆衛生及び国民生活の向上を図ることを目的としており、今後とも利用者である国民の生命の安全・衛生を確保する観点から一定の許可要件を課すことが必要と考えている。 |
| 担当省庁名 | 厚生労働省 |

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

| | |
|------------|--|
| 管理コード | 9 4 1 1 |
| 規制改革事項 | 農林漁家が民宿を行う場合の旅館業法上の規制の緩和又は撤廃 |
| 提案地方公共団体等名 | 北海道深川市 |
| 意見の要点 | <ul style="list-style-type: none">・ 面積要件以下の営業について届出制として欲しい。 |
| 意見に対する回答 | <ul style="list-style-type: none">・ 旅館業法は、旅館業の適正な運営を確保することにより公衆衛生及び国民生活の向上を図ることを目的としており、今後とも利用者である国民の生命の安全・衛生を確保する観点から一定の許可要件を課すことが必要と考えている。 |
| 担当省庁名 | 厚生労働省 |

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

| | |
|------------|---|
| 管理コード | 9 4 1 1 |
| 規制改革事項 | 農林漁家が民宿を行う場合の旅業法上の規制の緩和又は撤廃 |
| 提案地方公共団体等名 | 北海道下川町 |
| 意見の要点 | <ul style="list-style-type: none">・ 本町が提案している民宿は、農山漁村地域において暮らす住民が副業として経営する農山漁村生活体験型民宿である。農林漁「家」という対象者では、本町が想定する農林漁業の担い手が対象外となるおそれがあるので、「農山漁村地域において暮らす住民」とするなど対象者の範囲を広げて欲しい。 |
| 意見に対する回答 | <ul style="list-style-type: none">・ 農林漁業体験民宿業については、農林漁家に実際に滞在する行為を含む概念であると考えており、対象範囲については「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」(グリーンツーリズム法)第2条第5項の農林漁業体験民宿を行う農林漁家に限定することが妥当であると考えている。 |
| 担当省庁名 | 厚生労働省 |

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

| | |
|------------|---|
| 管理コード | 9 4 1 1 |
| 規制改革事項 | 農林漁家が民宿を行う場合の旅業法上の規制の緩和又は撤廃 |
| 提案地方公共団体等名 | 青森県 |
| 意見の要点 | <ul style="list-style-type: none">・ 本県では、新幹線開業を機に、グリーンツーリズムのビジネス化の機運が高まっており、規制緩和の早急な実施を求める。 |
| 意見に対する回答 | <ul style="list-style-type: none">・ 農林漁家が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第2条第5項に定める農林漁業体験民宿業を行う場合、旅業法施行令第1条第3項第1号に規定する簡易宿泊所の面積要件を適用しないこととするについて検討を行い、平成15年3月末までに結論を出すとしているところである。 |
| 担当省庁名 | 厚生労働省 |

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

| | |
|------------|--|
| 管理コード | 9 4 1 1 |
| 規制改革事項 | 農林漁家が民宿を行う場合の旅館業法上の規制の緩和又は撤廃 |
| 提案地方公共団体等名 | 岩手県 |
| 意見の要点 | <ul style="list-style-type: none">・ 農山漁家民宿について、現状では33平米の確保が必要であり、大規模な家屋の改造等を余儀なくされる場合があるので、旅館業法の適用除外として欲しい。 |
| 意見に対する回答 | <ul style="list-style-type: none">・ 旅館業法は、旅館業の適正な運営を確保することにより公衆衛生及び国民生活の向上を図ることを目的としており、今後とも利用者である国民の生命の安全・衛生を確保する観点から一定の許可要件を課すことが必要と考えている。 御意見については、農林漁家が農林漁業体験民宿業を行う場合に簡易宿泊所の面積要件を撤廃することにより対応可能であると考えている。 |
| 担当省庁名 | 厚生労働省 |

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

| | |
|------------|---|
| 管理コード | 9 4 1 1 |
| 規制改革事項 | 農林漁家が民宿を行う場合の旅館業法上の規制の緩和又は撤廃 |
| 提案地方公共団体等名 | 秋田県 |
| 意見の要点 | <ul style="list-style-type: none">・ 対応時期が未定なので明確にして欲しい。・ 旅館業法に農林漁家宿所といった新たな区分を創設し、「業」とみなさないことを特区において実施するよう検討して欲しい。 |
| 意見に対する回答 | <ul style="list-style-type: none">・ 「平成15年3月末までに結論」とし、スケジュールを明示したところである。・ 旅館業法は、旅館業の適正な運営を確保することにより公衆衛生及び国民生活の向上を図ることを目的としており、今後とも利用者である国民の生命の安全・衛生を確保する観点から一定の許可要件を課すことが必要と考えている。 |
| 担当省庁名 | 厚生労働省 |

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

| | |
|------------|--|
| 管理コード | 9 4 1 1 |
| 規制改革事項 | 農林漁家が民宿を行う場合の旅館業法上の規制の緩和又は撤廃 |
| 提案地方公共団体等名 | 兵庫県 |
| 意見の要点 | <ul style="list-style-type: none">・ 対応時期を明確にして欲しい。また、面積要件だけでなく構造基準全般の除外を特区において先行的に実施できないか検討して欲しい。・ 宿泊者自らの判断で自然体験を行うケースもあるので、農林漁家体験民宿に限定する必要はないのではないか。 |
| 意見に対する回答 | <ul style="list-style-type: none">・ 「平成15年3月末までに結論」とし、スケジュールを明示したところである。また、簡易宿泊所の構造設備基準のうち、面積要件以外の要件に関する具体的内容は、各都道府県の条例・規則で定められているところである。・ 宿泊者自らの判断で自然体験を行うものについては、一般的な旅館業との違いが明確でなく、特例的に面積要件を適用除外とする理由が不明確であると考えている。 |
| 担当省庁名 | 厚生労働省 |

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

| | |
|------------|--|
| 管理コード | 9 4 1 1 |
| 規制改革事項 | 農林漁家が民宿を行う場合の旅館業法上の規制の緩和又は撤廃 |
| 提案地方公共団体等名 | 愛媛県 |
| 意見の要点 | <ul style="list-style-type: none">・ 特区による先行的な規制緩和について検討して欲しい。 |
| 意見に対する回答 | <ul style="list-style-type: none">・ 農林漁家が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第2条第5項に定める農林漁業体験民宿業を行う場合、旅館業法施行令第1条第3項第1号に規定する簡易宿泊所の面積要件を適用しないこととするについて検討を行い、平成15年3月末までに結論を出すとしているところである。 なお、本措置については、要件を満たす団体から申請があればこれを断る理由がないことから、全国で対応できることとするのが妥当と考えている。 |
| 担当省庁名 | 厚生労働省 |

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

| | |
|------------|--|
| 管理コード | 9 4 1 1 |
| 規制改革事項 | 農林漁家が民宿を行う場合の旅館業法上の規制の緩和又は撤廃 |
| 提案地方公共団体等名 | 高知県 |
| 意見の要点 | <ul style="list-style-type: none">・ 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第23条に基づき登録を受けた者だけに限定するのであれば、新たな要件を強制することになるのではないか。・ 対応時期が未定であるので、当面の実行性が確保できないので、特区により先行的に実施できる仕組みも要望する。 |
| 意見に対する回答 | <ul style="list-style-type: none">・ 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第23条に基づき登録を受けている者だけに限定していない。・ 「平成15年3月末までに結論」とし、スケジュールを明示したところである。なお、本措置については、要件を満たす団体から申請があればこれを断る理由がないことから、全国で対応できることとするのが妥当と考えている。 |
| 担当省庁名 | 厚生労働省 |

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

| | |
|------------|---|
| 管理コード | 9 4 1 1 |
| 規制改革事項 | 農林漁家が民宿を行う場合の旅館業法上の規制の緩和又は撤廃 |
| 提案地方公共団体等名 | 長崎県 |
| 意見の要点 | <ul style="list-style-type: none">・ 実現のスケジュールを具体的に明示して欲しい。・ 農林漁家以外の地域住民や都市部からのUJターンによる定住者が参加できるよう、農林漁家以外の者が経営する小規模民宿についても規制の特例の対象とされたい。 |
| 意見に対する回答 | <ul style="list-style-type: none">・ 「平成15年3月末までに結論」とし、スケジュールを明示したところである。・ グリーンツーリズムとは、農林漁家に実際に滞在する行為を含む概念であると考えており、対象範囲については「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」(グリーンツーリズム法)第2条第5項の農林漁業体験民宿を行う農林漁家に限定することが妥当であると考えている。 |
| 担当省庁名 | 厚生労働省 |